

啓発普及対策事業 募集要項

1 趣 旨

公益財団法人岩手県林業労働対策基金業務方法書第5条(2)体験林業促進事業及び(3)林業担い手交流活動促進事業の実施にあたっては、公益財団法人岩手県林業労働対策基金業務細則並びに公益財団法人岩手県林業労働対策基金実施要領及びこの要項に定めるとおりとします。

2 事業目的

林業の担い手等が地域で行う林業体験や交流活動を通じて、林業作業の重要性のPRや就業者の育成・確保に繋がることを目的とする活動に対して助成します。

3 事業内容

青少年等を対象とした植栽体験活動、森林の適正な管理に関する普及啓発活動、県民等に対する林業担い手の育成に関する啓発普及活動及び伐採作業等を安全に行うための林業技術向上研修を実施し、林業後継者の育成・確保並びに林業への新規参入の促進に資する事業とします。

4 事業区分

事業名	体験林業促進事業	林業担い手交流活動促進事業
募集対象	・林業事業体 ・認定事業体	・林業団体 ・岩手県林業労働力確保支援センターが「緑の雇用」事業で実施するフォレストワーカー3年目研修又は同等の認定を受けた林業作業士5人以上で組織する任意の団体
事業例	植栽体験	イベントでのPR活動 担い手交流会 林業技術向上研修

5 実施計画作成上の留意点

令和9年2月26日までにすべての事業を完了し、3月10日までに実績報告書の提出が必要です。

6 助成額

事業に要する経費の1/2以内の額としますが、25万円を上限とします。
対象経費科目は、別紙1による。

7 募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月26日(金) 〈消印有効〉

8 提出方法

別紙 様式第1号、2号、3号、4号(該当がある場合)を、公益財団法人岩手県林業労働対策基金理事長あてに提出してください。

9 審 査

提出を受けた事業申請書類等については、規定に基づいて審査します。

10 決 定

審査の結果、事業の適否を決定し、7月3日(金)までに申請者に通知します。

啓発普及対策事業助成対象経費

記

区 分	経 費 の 内 容
会 議 費	総会等会場使用料、お茶代
研 修 費	会場使用料、バス借上料（高速料金、駐車場料金含む）、機械借上料、立木補償料、傷害保険料、宿泊費等
報 償 費	講師謝金等
旅 費	幹事会出席旅費、講師旅費
需 用 費	消耗品費（会議、研修等で使用する消耗品）、写真代、資料印刷費、支払手数料
通信運搬費	切手代等

- 注 1. 全ての領収書を添付のこと。
2. 会議、研修会にあつては、実施状況の写真を添付のこと。
3. 個人が立替え払いをした場合は、領収書に幹事の確認印を得て処理すること。
4. 旅費については次のとおりとする。
- (1) 40キロメートル未満の旅行（出張）は日当を支給しない。
 - (2) 40キロメートル以上の旅行（出張）で自家用車又はレンタカー使用の場合は、日当を1/2支給とする。
 - (3) 40キロメートル以上の旅行（出張）で公共交通機関利用の場合は、日当を全額支給とする。